

# 評価細目の第三者評価結果

（保育所、地域型保育事業）

## I 福祉サービスの基本方針と組織

### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	コメント
I-1-1 (1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
I-1-1 (1) - ① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a	理念（①「児童憲章」「子どもの権利条約」に基づき、一人ひとりの子どもの権利や主体性、個性を尊重し、子どもの最善の利益を守ります。②多様で豊かな生活経験を通して、社会生活を営むための人格形成を図り、創造的な思考や生きる力の基礎を培います。）を明示している。児童福祉法の基本理念に基づき、子ども一人ひとりのプライバシーを保護し、家庭との連携を十分に図りながら子どもの最善の利益を優先させる、「子どものしあわせ」の福祉を追求するという基本方針を明示している。理念や基本方針、保育目標、保育方針等を玄関や保育室に掲示している。また、これらの理念や基本方針等を「年度末会議」や行事（運動会と夏祭り）等の際に職員に周知する取り組みを行っている。入園時に、理念や基本方針、保育目標、保育方針等を保護者に周知する取り組みを行っている。理念や基本方針、保育目標、保育方針等を掲載した「第二所沢おひさま保育園のしおり」を保護者に配布している。	

### I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	コメント
I-2-1 (1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
I-2-1 (1) - ① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a	地域の子育てに関するニーズ（子育て中の保護者のニーズ）、地域の保育ニーズ（待機児童の数や、保護者の育児休業と就労等に伴うニーズ）を把握する取り組みを行っている。損益計算書や貸借対照表等の財務諸表を通じて、経営成績と財政状態の把握を行っている。財務内容の健全性を確保するために予算を編成すると共に、計画的な予算執行を行っている。	
I-2-1 (1) - ② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a	事業所運営に影響を及ぼす可能性のある要因を把握し、事業計画に反映させる取り組みを行っている。設備の購入や修繕、調達物品のコスト削減等、支出の管理を行っている。健全な事業所運営のため、積極的に福祉サービス第三者評価を受審している。事業所運営に付随する資金調達や資金繰り等の経営課題は法人が主導している。法人（社会福祉法人おひさま会）は、埼玉県において2か所の保育事業所を、東京都において1か所の保育事業所を運営しており、法人全体の経営課題と一体的にそれぞれの事業所の経営課題を解決する取り組みを行っている。	

### I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	コメント
I-3-1 (1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-3-1 (1) - ① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a	保育理念（子どもの幸福のための保育を行う）や保育指針に基づき、子どもの成長や発達に適した保育計画や食育計画を策定すると共に、そのための環境整備を行うことを中長期に渡る課題としている。加えて、子どもや保護者、地域からの信頼を積み重ねること、地域の子育て支援事業への寄与、一時保育の充実、所沢市社会福祉協議会が取り組む事業への寄与等を中長期的な課題としている。	
I-3-1 (1) - ② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a	中長期計画に基づき、保育（年齢ごとの保育計画、防犯と安全確保、保護者との連携、行事等）、健康管理、食育、衛生管理、保護者の保育に対する理解を深める取り組みや子育て支援、実習生とボランティアの受け入れ、特別事業（一時保育、延長保育、育児相談）、地域との連携等における事業計画を策定している。事業計画は、保育方針（子ども一人ひとりの気持ちを受け止め個性を大切に、異年齢交流を通じて優しい気持ちや思いやりの気持ちを育てる、自分で考える機会を増やす、人間形成の基礎を培う）と保育目標（よく食べ、よく遊び、よく眠り健康な体の子どもに育てる、友達と一緒に遊ぶことを楽しめる子どもに育てる、基本的な生活習慣を身に付け自分の健康に関心が持てる子どもに育てる）に基づき策定している。	

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
	第三者評価結果	コメント
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a	事業計画は事業所において立案したものを理事会（年3～4回、事業計画の内容に関する検討を重ねている）に諮っている。事業計画の趣旨や内容、工程等は、「職員会議」（月2回開催）や「リーダー会議」（毎月開催）において、職員に周知している。また、年齢ごとの保育計画や防犯、安全確保、保護者との連携、行事、健康管理、食育に関する取り組みは月2回の「職員会議」において評価や見直しの検討等を行っている。衛生管理、保護者の保育に対する理解を深める取り組み、子育て支援、実習生とボランティアの受け入れ、特別事業、地域との連携等に関する取り組みは、年度末の「職員会議」において評価を行い、次年度の課題として取り組むべきことの検討を行っている。「事業報告書」を作成し、事業計画の取り組みに対する評価を行っている。
I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	a	年2回（春季と冬季）開催する「懇談会」において、事業計画の骨子と趣旨を保護者に周知する取り組みを行っている。また、子どもの安全を確保するために行う警察と連携した取り組みや、怪我を防止する取り組み等については、保護者への周知を随時図っている。

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
	第三者評価結果	コメント
I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a	計画的に、事業所における保育の質や、地域における子育て支援の質を高める取り組みを行っている。保育の質を高めるための取り組み（年齢に応じたクラスそれぞれにおける取り組み、保護者との連携を強化する取り組み、職員の質を高める取り組み、食育の質を高める取り組み等）を事業計画に位置付けている。また、一時保育や育児相談における支援の質を高める取り組みや、地域交流等の質を高める取り組み等も事業計画に位置付けている。事業所において提供するサービスの質を高めるため、定期的に福祉サービス第三者評価を受審している。
I-4-(1)-② 評価結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a	事業計画に対する取り組みを客観的に評価すると共に、次年度に向けた課題の抽出を組織的に行った上で「事業報告書」を作成している。また、福祉サービス第三者評価を受審した際は、評価結果を次年度の事業計画に反映させる取り組みを行っている。

II 組織の運営管理

II-1 管理者の責任とリーダーシップ

II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
	第三者評価結果	コメント
II-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a	園長は自らの役割と責任、事業所としての役割と責任を事業計画に反映させている。毎年、事業所全体の課題を事業計画に位置付けると共に、それらの課題解決を図る取り組みをリードしている。今年度就任した新しい園長は、前任の園長の取り組みを踏襲している。
II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a	年度当初の「職員会議」と年度末の「職員会議」のそれぞれにおいて、保育事業に関わる者として守るべき法や規範、倫理、道徳、交通法規、子どものプライバシー保護、SNSに対する注意喚起等を職員に周知する取り組みを行っている。また、必要に応じてその都度これらに関する個別の指導や対応を行っている。

II-1-（2） 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
II-1-（2）-① 福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a	園長は、月案や週日案の質を高めることを通じて保育の質の向上を図る取り組みを主導している。また、保育所保育指針に基づく月案や週日案を策定することに対する指導を行い、月案や週日案の質を高める取り組みを行っている。更に、月案や週日案に基づく保育を実践するために必要な指導を行い、保育の質を高める取り組みを行っている。0歳児クラスにおいては寝返りセンサーを導入し、乳幼児突然死症候群のリスク低減を図っている。事業所における子どもの様子をより詳細に伝え、保護者との連携強化を図る取り組みをリードしている。
II-1-（2）-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a	0歳児クラスにおいては寝返りセンサーを導入し、乳幼児の安全性を高める取り組み（乳幼児突然死症候群—SIDSを防止する取り組み）を行っている。子どもの安全を確保する観点から、保育室の環境整備を行っている。また、災害の発生に備え、備蓄品を充実させる取り組みを行っている。子どもに貸し出す絵本を充実させることを計画しており、そのための準備をはじめている。園長は、これらの取り組みを実行するために計画的に予算の確保を行っている。

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	コメント
II-2-（1） 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
II-2-（1）-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a		事業所が掲げる保育目標と保育方針に基づく保育を実践するために必要な人材を確保する取り組みを行っている。そのために、合同説明会の活用や計画的な採用活動を行っている。また、育成においては、事業計画に職員の質を高める取り組みを位置付けると共に、一人ひとりの「キャリアアップ育成目標シート」を作成して取り組みを計画的に行っている。
II-2-（1）-② 総合的な人事管理が行われている。	a		「キャリアアップ育成目標シート」の作成を通じて、職員一人ひとりの自己目標を達成させるために実践した取り組みに対する自己評価を半期ごとに行っている。また、自己評価を踏まえて人事考課を実施し、客観的な評価も行っている。人事考課は年2回実施している。
II-2-（2） 職員の就業状況に配慮がなされている。			
II-2-（2）-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a		定期的に行っている人事考課を踏まえて、職員一人ひとりに対する個別面談を実施している。また、年度当初の4月にも個別面談を実施している。これらの個別面談において職員の意見や要望、悩み、不満等を把握する取り組みを行っている。把握した意見や要望、悩み等に応じて環境改善や必要な対応を行い、退職者の低減を図っている。希望に応じて勤務時間を調整する（可能な範囲で柔軟に調整する）取り組みを行っている。
II-2-（3） 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
II-2-（3）-① 職員一人一人の育成に向けた取組を行っている。	a		「キャリアアップ育成目標シート」の作成にあたっては、経験年数や職種を踏まえて職員が目標設定を行っている。また、目標の達成に向けた取り組み計画も職員が主体的に設定する取り組みを行っている。加えて、取り組みを半期ごとに評価（自己評価）し、必要に応じて取り組みの見直しを行っている。個別面談を踏まえ、職員一人ひとりの個性や強みを生かす提案や、働き方に関する提案を個別に行っている。
II-2-（3）-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a		職員の質を高める取り組み（研修の実施）を事業計画に位置付けると共に、年間を通じて計画的に研修（保育所保育指針に基づく言葉や挨拶に関する理解を深める研修、保護者に対する対応と支援に対する理解を深める研修、感染症の発生や蔓延を防止する研修、血液感染を防止する研修等の園内研修を毎月計画的に実施している）を実施している。また、「キャリアアップ育成目標シート」を作成しており、職員は当該シートに基づく研修受講を行っている。
II-2-（3）-③ 職員一人一人の教育・研修の機会が確保されている。	a		「キャリアアップ育成目標シート」に掲げた自己目標に応じて、目標を達成するために必要な外部研修を受講する取り組みも行っている。外部研修の内容を職員間で共有する取り組み（資料の回覧や「職員会議」での報告を行う取り組み）も行っている。また、必要に応じて個別のOJTも行っている。

II-2-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a	実習生を受け入れることの意義を明示すると共に、計画的に実習生を受け入れる体制を整備している。年齢に応じた発達に関する理解を重視した実習計画を策定している。感染対策の取り組みにより実習生の受け入れを見合わせているが、感染拡大の状況が改善され次第、再開する予定である。

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果	コメント
II-3-1 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
II-3-1-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a		「重要事項説明書」を玄関に常備し、誰でも閲覧できるようにしている。ホームページに、健康な体とやさしい心、豊かな感性を育むという法人の方針、年齢に応じた1日の流れ、年間の行事予定等を掲載している。公道に面した場所に掲示板を設置し、一時保育のしおり（持ち物、利用上の注意事項、利用時間、利用料、対象児、利用時間、利用規則等を記載している）や社会福祉法人等による「暮らしの相談事業」（子育てに関する悩みや疑問等を解決するための支援を行い、子どもと保護者を支援する事業）、地域の乳幼児とその保護者も参加できる事業所行事の案内、「にこにこおひさま会」（地域の1歳児と2歳児を対象にした読み聞かせや運動会ごっこ、パネルシアター等を行う事業）の参加案内等を掲示している。
II-3-1-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a		法人（社会福祉法人おひさま会）が、運営する事業所（埼玉県2か所、東京都1か所）のガバナンスを図り、適正な事業所運営のために必要な取組を行っている。保護者の保育士体験を毎年実施し、保育内容を開示すると共に、保育に対する理解を深める取組を行っている。適正な保育を実践するため、定期的に福祉サービス第三者評価を受審している。

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	コメント
II-4-1 地域との関係が適切に確保されている。			
II-4-1-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	a		お団子を作って食べる行事（所沢ではお団子の消費量が多いという地域性が伝統的にある）を行っている。また、挨拶を大切にすることを全てのクラスの月案や週日案に位置付け、子どもや職員が地域で挨拶を交わすことを徹底する取組を行っている。近隣に保育園が点在しており、それらの保育園との交流や近隣の商店との交流を行っている。災害が発生した場合の備蓄（水や非常食等の備蓄）を行うと共に、炊き出し訓練を行い、災害時の社会資源として地域に寄与する体制整備を行っている。
II-4-1-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a		子どもに多様な体験をする機会を設け、その体験を通じて学習するという趣旨に基づき、ボランティアを活用する取組を行っている。人形劇（年1回）、茶道（年2回）、ハーモニカ（年1回）等のボランティアを受け入れている。また、地域の高校生（8名から10名程度）による保育補助の受け入れ（隔月）、地域の消防団による消防車への乗車体験と消防服を着る体験、自治会による獅子舞の鑑賞等を行っている。これらは、感染防止の取り組みにより休止しているが、感染拡大の状況が改善され次第、順次再開する予定である。
II-4-2 関係機関との連携が確保されている。			
II-4-2-① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a		地域の警察との連携を図り、必要に応じて相談や対応の要請等を行っている。消防署との連携を図り、消防設備の点検や避難訓練、通報訓練、消火訓練、安全教育（消火器を使用した初期消火訓練、DVDを通じて火事の怖さを認識する取組等）を行っている。児童相談所や所沢市との連携を図り、虐待の可能性があるケースへの対応や、子どもの発達に関する相談対応等を行っている。

Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a	「にこにこおひさま会」の利用者や、一時保育を利用する子どもや保護者等を通じて、子どもの発達や子育て等に関するニーズを把握する取組を行っている。
Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等に基づく公益的な事業・活動が行われている。	a	社会福祉法人等による「暮らしの相談事業」を通じて、子育てに関する悩みや疑問等を解決するために必要な支援を行っており、保育の専門性を地域に還元する取組を行っている。地域の1歳児と2歳児を対象に親子で一緒に遊べる「にこにこおひさま会」（絵本の読み聞かせ、七夕飾りの製作、パネルシアター、運動会ごっこ、歯磨き指導、クリスマス飾りの製作、節分で使う鬼のお面の製作、人形劇等を行っている）の取組を通じて、地域の子育て支援に寄与している。また、必要に応じて「ところっこ子育てサポート事業」（妊娠期から子どもの就学までにおける出産や子育てに関する相談の対応や情報提供等を行う事業）や、病児・病後児保育を実施する施設の連絡先等の紹介を行っている。

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

	第三者評価結果	コメント
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	児童福祉法の基本理念「すべての児童は心身ともに健やかに育成され、ひとしくその生活を保障されなければならない。」に基づき、子ども一人ひとりのプライバシーを保護すると共に子どもの最善の利益を優先し、人権を尊重した保育を行うという保育の基本方針を「第二所沢おひさま保育園のしおり」に掲載している。当該しおりの配布を通じて保護者に基本方針を周知すると共に、職員研修を通じて基本方針に対する理解を深める取組を行っている。また、職員に対して、子どもの性格や個性を尊重した対応（保育）を実践するために必要な助言や指導をOJTにより行っている。
Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	a	職員研修において、子どもに対して性差をつけないこと、年齢に応じた呼称、身体に関わる個人差の表現、体罰の禁止等に関する理解を深める取組を行っている。園長がこれらに対する助言や指導をOJTにより行っている。子どもや保護者の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」に基づき適正に取り扱うことを「第二所沢おひさま保育園のしおり」に掲載している。また、保育園における子どもの様子を撮影（写真）することに対する保護者の同意を得る取組も行っている。子どもの様子を撮影した写真の販売を行う場合は、プライバシーにも配慮している（全ての写真を掲示して、その中から保護者が選ぶという対応を行っていない）。
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	a	ホームページに、第二所沢保育園の特徴（目指している保育）、概要（住所、保育時間、受け入れ年齢、定員、料金徴収方法等）、アクセスマップ、外観の写真、年齢に応じた1日の流れ、年間行事等を掲載している。また、見学の対応（可能な範囲で希望する時間帯に対応する取組を行っている）を行っており、見学の際に、必要な費用や登降園に関すること、子どもの体調が悪い場合に関すること、よくある質問について（Q&A）等を記載した「入園前見学案内」を配布している。
Ⅲ-1-(2)-② 福祉サービスの開始・変更に当たり利用者等に分かりやすく説明している。	a	入園説明会を実施し、「第二所沢おひさま保育園のしおり」（保育園概要、理念や方針、保育形態、食事、行事、保育参観と保育参加、嘱託医、諸届け、諸連絡、駐輪場と駐車場、持ち物、服装、保険、延長保育、個人情報の取り扱い、購入物品、寝具、給食費、デイリープログラム等を掲載している）に基づき説明を行っている。購入物品については更に詳しい内容を記載した「個人購入物品等について」を配布し説明を行っている。持ち物については、年齢に応じた持ち物表（乳児用のものと幼児用のものがある）を配布し説明を行っている。延長保育についても利用手続きや利用料、利用条件等に関する詳細な説明を行っている。

<p>Ⅲ-1-(2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等に当たり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>転園する場合は、保護者の同意を得た上で必要な情報を転園先に提供する支援を行っている。退園後も遊びに來たり相談できる体制を整備し、保育の継続性を確保する取り組みを行っている。卒園時は、子どもが通う予定の小学校に「保育所保育要録」を提出すると共に、小学校教諭との面談を行う等、円滑な小学校生活を開始するために必要な連携を図っている。保護者が保育園児の弟妹にかかる育児休業を取得する場合、その保育園児は退園となる可能性があるため、退園になった場合の一時保育（この場合一時保育を月4回利用できる）の活用や、退園後の子育てに関する相談や助言等を行っている。</p>
<p>Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。</p>		
<p>Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>年度末に「保護者アンケート」（保育園生活で良かったこと、嬉しかったこと、職員や友達と子どもの関わりについて心配や不安に思うこと、保育園に対して安心できる場所等をオープンクエスチョン形式で回答するアンケート）を実施している。アンケートの集計結果に対する共通認識を図ると共に、アンケート結果を次年度に活かす取り組みを行っている。また、夏祭りや運動会等の開催後にアンケートを実施して、保護者の評価や意見を把握する取り組みを行っている。給食における嗜好調査を毎月実施し、調査結果を給食内容に反映させる取り組みを行っている。</p>
<p>Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>		
<p>Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。</p>	<p>a</p>	<p>重要事項説明書に相談・苦情解決責任者、相談・苦情受付担当者、2名の第三者委員、受付方法を記載している。また、苦情の受付から、解決を図る対応までの手順や、第三者委員への相談ができること等を入口付近に掲示して、保護者への周知を図っている。</p>
<p>Ⅲ-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。</p>	<p>a</p>	<p>保護者に対する個人面談を定期的に行っている。個人面談を通じて、保護者の抱える疑問、不安、要望、意見、苦情等を個別に把握する取り組みを定期的に行っている。個人面談に加えて、懇談会や保育参観、保育参加等の際にも相談対応や意向把握等を行っている。入口付近に意見箱を設置し、保護者が職員に気兼ねなく意見や要望、苦情等を訴えることができるようにしている。</p>
<p>Ⅲ-1-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。</p>	<p>a</p>	<p>保護者からの相談や意見に対しては、その内容に応じて迅速に対応する取り組みを行っている。相談や意見に対しては、基本的にクラス担任が対応にあたり、必要に応じて園長も加わっている。また、相談者のプライバシーに配慮し、相談内容や今後の対応等を秘匿する取り組みを行っている。苦情への対応に遺漏がないように、また、迅速な対応を行うために「苦情管理簿」を作成している。「苦情管理簿」には、受付日時、対応者、相談者、相談方法、相談内容、原因、対策、対応の進捗（解決、進行中、関係機関への連絡等）、確認日、確認者を記録している。</p>

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
<p>Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。</p>	<p>a</p>	<p>近隣の住民との関係づくりを日常的に行い、不審者等に関する情報共有を図っている。子どもが、不審者と感じた場合、声をかけたり、ついて行ったりせずに、近くの大人に知らせるということを日頃から子どもに伝える取り組みを行っている。不審者が敷地内に侵入した場合に備え、定期的に訓練を実施している。「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」（発見した職員の対応手順、5分以内に緊急性の高い症状の有無を確認すること、5分ごとに症状の変化を確認すること、救急車を手配すること、保護者に連絡すること、園長の指示内容と手順等を明示している）を整備している。寝返りセンサーを導入し、乳幼児突然死症候群-SIDSを防止する取り組みを行っている。子どもの怪我を防止するために、保育室の環境整備を行っている。</p>
<p>Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>手洗いやうがいの重要性と共に、正しい手洗いやうがいの方法を子どもにわかりやすく伝える取り組みを行っている。看護師が講師となり、子どもが嘔吐した場合の対応方法に関する実践的な研修（嘔吐物に汚物処理シートをかける、他の子どもを移動させる、換気をする、マスク・エプロン・手袋を2重に装着する、新聞紙の上で着替える、汚れた衣服をバケツに入れ蓋をする、嘔吐物を外側から集め一次回収袋に入れる、残りの嘔吐物に汚物処理シートを被せ消毒液をかけてから回収し一次回収袋に入れる、外側の手袋を外し一次回収袋に入れる、床とその周辺にキッチンペーパーをかけて消毒液を浸る程度かける等）を実施している。血液を媒介した感染を防止するための職員研修を実施している。</p>
<p>Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。</p>	<p>a</p>	<p>緊急時（事故発生時）における連絡体制（園長が不在の場合）と、事態の確認（応急処置、症状の把握、状況の把握を行う）方法を掲示している。非常時（災害時）における通報内容（いつ、どこで、何が、どうした、報告者、保育園の電話番号等）を明確にすると共に、消防署、警察署、理事長、園長、所沢市、保健所、診療所等の連絡先を掲示している。毎月15日に、避難訓練と子どもに対する防災教育を定期的に行っている。また、災害が生じた際、保護者が子どもを迎えに来る引き渡し訓練を毎年実施している。</p>

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
<p>Ⅲ-2-(1)-① 提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。</p>	<p>a</p>	<p>保育の内容や手順等を規定した「業務マニュアル」（平日のものと土曜日のものがある）、「アレルギー児の対応」、「トイレ掃除の仕方」、「オムツの処理方法」、「嘔吐時の処理方法」、「災害時避難経路」、「保育園保健マニュアル」、「防災マニュアル」、「食物アレルギー対応マニュアル」、「苦情解決マニュアル」、「保育園園外保育・散歩安全マニュアル」、「不審者対応マニュアル」、「保育園における事故防止マニュアル」、「保健衛生マニュアル」、「感染症マニュアル」を整備している。園長が、これらのマニュアルに基づいていることを確認すると共に、必要に応じてOJTによる個別の助言や指導を行っている。</p>
<p>Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。</p>	<p>a</p>	<p>「職員会議」において、マニュアルの内容や手順等を見直す検討を行っている。直近では、「保育園園外保育・散歩安全マニュアル」に関連して、散歩ルートマップを改訂している。また、散歩の安全性を高めるため、散歩ルート上の注意地点を再検証している。更に、当該マニュアルにおける子どもを捜索する手順（子どもがはぐれた場合の捜索手順）の見直しも行っている。</p>

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
<p>Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画（個別支援計画）を適切に策定している。</p>	<p>a</p>	<p>「入園時家庭状況表」（0歳児のもの1歳児から5歳児共通のものがある）を作成している。また、個人面談においても、子どもや家庭環境等に関する情報収集やアセスメントを行っている。個人面談の結果は、所定の用紙に記録している。アセスメントに基づき、年齢に応じた年間指導計画を策定している。年間指導計画に基づき、年齢に応じた月案（0歳児、1歳児、2歳児、3～5歳児共通の月間指導計画がある）を策定している（3～5歳児の書式は共通であるが、計画は年齢ごとに策定している）。月案に基づき、週日案（週間指導計画兼日誌）をクラスごとに策定している。</p>
<p>Ⅲ-2-(2)-② 定期的に福祉サービス実施計画（個別支援計画）の評価・見直しを行っている。</p>	<p>a</p>	<p>年間指導計画は、5月（4月、5月を単位とする計画）、8月（6月、7月、8月を単位とする計画）、12月（9月、10月、11月、12月を単位とする計画）、3月（1月、2月、3月を単位とする計画）にそれぞれ評価と見直しを行っている。月案（月間指導計画）は月末に、週日案（週間指導計画兼日誌）は週末に担任が評価と見直しを行っている。必要に応じて、園長が月案や週日案に関する助言や指導を行っている。また、夏祭り（7月）、運動会（9月）、保育参加（保護者が保育を体験する取り組みで、11月から12月にかけて実施している）の後にアンケートを実施して客観的な評価を行い、これらのアンケート結果を次年度の行事に反映させる取り組みを行っている。</p>
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
<p>Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関する福祉サービス実施状況（個別支援計画）の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。</p>	<p>a</p>	<p>0歳児の月案、1歳児の月案、2歳児の月案においては、子ども一人ひとりに対する記録（養護と教育における前月の姿と課題の結果、今月の目標、職員の援助や配慮等）を行っている。3歳から5歳児の月案においては、包括的な記録を行っているが、必要に応じて個別の記録も行っている。更に、0歳から2歳児については、家庭からの連絡、食事、午睡、排便、おやつ等の記録を個別に行っている。また、土曜日の保育については、包括的に全年齢に対する記録を行っている。0歳児と1歳児については、個別に睡眠時の姿勢に関する記録を行っている（5分ごとに「睡眠チェック表」に記録している）。「送迎票」に子ども一人ひとりの体温や降園予定時刻、降園時刻等を記録している。「職員会議」等を通じて、これらの記録に対する共通認識を図っている。クラスごとに出席者数、昼食とおやつ、夕食の提供数、欠席者、子どもに関する連絡事項等を記録する「連絡票」に基づき、申し送りを行っている。</p>
<p>Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。</p>	<p>a</p>	<p>「入園時家庭状況表」や「健康の記録」、保護者に対する個人面談の記録、「食物アレルギー等調査票」、月案、週日案、0歳から2歳児の個別記録、「送迎票」、0歳児と1歳児の「睡眠チェック表」等、子どもや保護者のプライバシーに関わる情報が記録されているものは、施錠（園長が鍵の管理を行っている）可能な書庫に保管する取り組みを行っている。また、これらの記録を園外に持ち出さないルールを設け、そのことを職員に周知している。</p>



A 個別評価基準

A-1 保育内容

		第三者評価結果	コメント
A-1-1 (1) 全体的な計画の作成			
A-1-1 (1) -① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a		「保育及び教育の内容に関する全体的な計画」を策定している。当該全体的な計画においては、「園児の幸福のための保育」という保育理念、「丁寧な保育の積み重ねや豊かな体験を通して心身共に健康な発達を見守る」という保育方針、年齢に応じた保育目標に基づき、年齢ごとの養護（生命の維持、情緒の安定）、教育（健康、人間関係、環境、言語、表現）、食育、健康支援、環境・衛生管理、安全対策・事故防止、保護者・地域への支援、研修計画、特色ある保育、小学校との連携、自己評価等についての計画を策定している。
A-1-1 (2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開			
A-1-1 (2) -① 生活にふさわしい場として、子どもが心地良く過ごすことのできる環境を整備している。	a		年齢に応じて、子どもが季節の移り変わりを感じて生活することができるようにする配慮を行っている。季節に応じて旬の食材（野菜や魚等）を使った給食の提供を行っている。季節に合わせて保育室の環境を変えている。春は、子どもにより生活リズムが異なる場合があるため、子どものリズムで寝る、遊ぶ等を尊重した対応を行っている。このため、保育室に寝るスペースと遊ぶスペースをそれぞれ確保している。夏は、プール遊びを行うため、保育室に着替えるスペースと着替えの順番を待つスペースを設けている。秋は、運動会の練習を行う時間が多くなるため、保育室にマット運動、障害物競走、ダンス等、それぞれを練習するスペースを設けている。また、1年を通じて子どもが自由に絵本や紙芝居、おもちゃを選べる環境を整備している。
A-1-1 (2) -② 一人一人の子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a		子ども一人ひとりの気持ちに寄り添うため、また、子ども一人ひとりに対する受容を行うため、全てのクラスにおいて基準を上回る職員配置を行っている。様子の気になる子どもに対しては、その子どもの年齢や発達の状況に応じた対応を行っている。「クラス会議」において、様子の気になる子どもに対する保育内容や対応方法等に関する検討を重ねている。
A-1-1 (2) -③ 子どもが基本的な生活習慣を身に付けることができる環境の整備、援助を行っている。	a		排泄の自立に向け、0歳児でも子どもの状態に応じて「おまる」を使用する支援を行っている。歩行の自立に向け、1歳児に対して階段昇降を支援する取り組みを行っている。自己決定を尊重するため、2歳児に自分で着たい衣服を選ぶことや、自分で衣服を着たり脱いだりすることの支援を行っている。子どもが取りやすい場所にティッシュを置き、自分でティッシュを取ることを意図的に支援している。散歩から戻った際、手洗いうがいがい、着替えを必ず行うことを習慣づける取り組みを行っている。また、散歩を通じて実践的に交通ルールを守る支援を行っている。
A-1-1 (2) -④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a		子どもが保護者と一緒に買い物をする機会が減少している傾向が見られるため、模擬的な買い物遊びを取り入れている。「お店屋さんごっこ」をするために、1か月程度の時間をかけて準備を行っている。子どもが、主体的にお店を決める支援を行っており、3歳児は名刺屋さん、4歳児は写真屋さん、5歳児はペープサート劇場（3匹のこぶた）の設定で「お店屋さんごっこ」を行っている。お店の準備や模擬貨幣を作る過程においては、子ども同士で協力し関わりが持てるようにする支援を行っている。全ての年齢の子どもがお客さんになり、保育園全体で楽しく模擬的な取引ができる支援を行っている。
A-1-1 (2) -⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a		養護については、子ども一人ひとりの生理的欲求を満たすと共に、子どもの要求を受け止め気持ちが十分に満たされるように関わることを保育課程に位置付けている。教育については、薄着を心掛け健康な体をつくる、清潔な状態で心地よく過ごす、子どもが安心できる関係（職員との関係）をつくる、他の子どもに対する興味が持てるようにする、安全な環境の中で感性を豊かにする、職員の言葉かけに親しみながら喃語を育む、歌や手遊びに合わせて体を動かす等を保育課程に位置付けている。0歳児の保育室は床暖房を設置している。保育室の棚は角がないものを使用している。寝返りセンサーを導入し、乳幼児突然死症候群のリスク低減を図ると共に、睡眠中の目視を5分間隔で行っている。

<p>A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>1歳児の養護については、基本的な生活習慣を身につける、スキンシップを十分に取って安心感と信頼関係を築くことを保育課程に位置付けている。1歳児の教育については、戸外遊びを積極的に行い身体を十分に動かす、職員の支援の下に清潔にすることを教える、職員が仲立ちをしながら他の子どもとの関わり方を知る、安全な環境の中で自由に行動して遊ぶ、職員との関わりの中で話すことを楽しみ言葉の世界を広げる、リズムに合わせて体を動かし表現する楽しさを知る等を保育課程に位置付けている。2歳児の養護については、食事や排泄、睡眠等、簡単な身の回りのことを自分で行うことを支援する、自己主張をすることを支援する等を保育課程に位置付けている。2歳児の教育については、身体を動かして遊ぶ、職員の支援を受けながら身の回りのことを自分でできるようにする、一人遊びから友達と遊ぶことを覚える、生活や遊びの中のルールを知る、自然に触れ好奇心や探求心を養う、意思や感情を言葉で伝える、絵本や紙芝居を楽しむ、ごっこ遊びを楽しむ、楽器に触れる等を保育課程に位置付けている。また、1、2歳児については、職員と一緒に食事を取りながらスプーンの持ち方を覚える支援や、栄養士と連携を図り偏食を改善する支援等を行っている。</p>
<p>A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>3歳児、4歳児、5歳児の養護と教育に関する保育課程を策定している。持参した自分のコップとタオル（トイレの後に使うものとそれ以外で使うもの2種類）を所定の場所に自分で置くことを支援している。年齢に応じて配膳の手伝いをする支援を行っている。5歳児は、「連絡票」の記入のために各クラスを巡回することを当番制で行っている。また、年齢に応じた遊びを通じて、集団で遊ぶことを支援する取り組みを行っている。職員が連携して、発語が少ない子どもに話しかける支援を行っている。</p>
<p>A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>「発達要支援児保育事業」を行っている。「クラス会議」において、子どもの発達状況に関する情報を共有すると共に、発達状況に応じた対応方法の検討を行っている。様子の気になる子どもに対して、個別の配慮（声かけや見守り、受容等）を行うと共に、所沢市との連携を図り必要に応じて巡回相談の取り組みを行っている。</p>
<p>A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>17:30までは年齢ごとのクラスにおいて保育サービスを提供しているが、17:30以降（延長保育）は、異なる年齢の子どもたちが一緒に過ごす環境に対応する取り組みを行っている。0歳から2歳児で1クラス（乳児クラス）、3歳から5歳児で1クラス（幼児クラス）を編成している。子どもが寂しくならないように、乳児クラスに2人、幼児クラスに1人の職員を配置している。また、保育が長時間に渡ることによって子どもが飽きないように、延長保育の時間に限り使うことのできるおもちゃや絵本等を用意している。延長保育を通じて、クラスの友達とは異なる友達ができたり、異年齢の友達と交流する中で新しい遊びや遊び方（年齢が上の子どもが下の子どもに折り紙を教えたり、コマ回しを教えたりしている）を発見できたり、職員と一緒に過ごす時間を多く確保する等、延長保育を楽しみに変える取り組みを行っている。延長保育では必要に応じて、おやつや食事の提供を行っている。</p>
<p>A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>5歳児に対しては、小学校生活への円滑な移行のために、和式の便器の使い方や、立ったまま靴を履くこと、露出を避けて着替えること等を習得する支援を行っている。また、小学校において円滑なコミュニケーションが図れるようするため、子どもが保護者に「今日の出来事」を自分の言葉で伝える取り組みを行っている。子どもが円滑に小学校生活を開始できるよう、小学校への情報提供や、小学校との連携を図る取り組み（「所沢市幼児教育振興協議会」への参加）等を行っている。</p>

A-1-（3） 健康管理		
<p>A-1-（3）-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	<p>a</p>	<p>登園時に、前日の夜から朝にかけての子どもの様子を保護者から聞き取る取り組みを行っている。把握した子どもの様子と朝の体温を「送迎票」に記録すると共に、関係する職員の共通認識を図っている。保護者との情報交換を行うために活用している「連絡ノート」に、子どもの健康状態に関する記載を相互に行っている。定期的に「ほけんだより」を発行し、感染症対策の取り組みや感染状況、感染者数（胃腸炎や手足口病、インフルエンザ等）、咳エチケットの促進、身体測定や内科検診等の保健スケジュール等に関する情報提供を行っている。</p>
<p>A-1-（3）-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	<p>a</p>	<p>子ども一人ひとりの「健康の記録」を作成し、栄養状態、脊柱、胸郭、眼の疾病（異常）、耳・鼻・咽頭疾患、皮膚疾患、口腔の疾病（異常）、心臓の疾病（異常）、その他の疾病（異常）、診断した医師名、検便と検尿の結果、体重、身長、胸囲等を把握している。また、身長、体重、内科検診結果、歯科検診結果を記録した「健康カード」を作成し、複写物を保護者に配付している。加えて、「歯科健康診査票及び結果票」に癖、哺乳瓶の使用の有無、母乳を飲む、歯科所見、歯の状態（健全歯、虫歯、喪失歯の本数）、その他の異常（エナメル質形成不全、上唇小帯付着異常）、不正咬合の有無、歯肉の状態、歯の汚れ等を記録し、その複写物を保護者に配付している。健康診断と歯科健診の結果を踏まえ、子どもの健康や歯の良好な状態を維持するために必要な配慮を行っている。</p>
<p>A-1-（3）-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>「食物アレルギー等調査表」を作成し、卵、乳、小麦、大豆、その他（魚貝類、軟体類等）、子どものアレルギー食材を把握している。特別な配慮や管理等を要する子どもには生活管理指導表を作成（医師が作成し、医師名と医療機関名を記載する）している。生活管理指導表にはアナフィラキシーショックの有無や、病型、原因食物と除去根拠、緊急時の処方薬（抗ヒスタミン薬、ステロイド薬、アドレナリン自己注射薬等）、生活上の留意点（給食や離乳食、アレルギー用調整粉乳、食物・食材を扱う活動、除去食品で摂取不可能なもの）、緊急連絡先等が記入されている。また、生活管理指導表を関係者で共有することに対する保護者の同意を得る取り組みを行っている。</p>
A-1-（4） 食事		
<p>A-1-（4）-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p>	<p>a</p>	<p>毎月食事に関する嗜好調査を行い、発育に必要な栄養とバランスに配慮した上で子どもが喜ぶ献立を増やす取り組みを行っている。「給食会議」を定期的に開催し、好き嫌いをなくすための方法や、子どもが喜ぶ献立の検討、アレルギーに配慮が必要な子どもに関する情報共有等を行っている。クリスマスやお別れ会において、子どもが喜ぶバイキング形式の給食を提供する取り組みを行っている。子どもと一緒にお団子を作って食べる行事や、子どもと一緒に調理したものを食べる行事（芋煮会）を行い、調理することの楽しさや、調理したものを美味しく食べてもらうことのやりがいや喜び等を体験する機会を設けている。「給食だより」を定期的に発行し、子どもが好きなおやつ（手作り）のレシピや、食育に関する情報提供等を行っている。</p>
<p>A-1-（4）-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。</p>	<p>a</p>	<p>子どもの活動量（運動量）を増やし、食欲を増進させる取り組みを行っている。「食育会議」を定期的に開催し、年齢に応じて食事のマナーを教える方法や、食事をする大切さを伝える方法等の検討を行っている。職員と一緒に食事を取り、スプーンの持ち方を習得する支援や、偏食を改善するために偏食のある子どもと偏食のない子どもと一緒に食べる環境設定等を行っている。保護者と連携を図り、食物アレルギーがあっても楽しく安心して食べることができるようにする配慮を行っている。食事を安全に提供するために、水の点検（色、濁り、臭い、異物）や、加熱温度（主菜と副菜）の点検、調理者の点検（体調、衣服、装飾品、排泄、手洗い等）、調理室の室温、冷蔵庫や冷凍庫の状況、食材の保管、調理器具の洗浄や殺菌、調理方法の点検等を定期的に行っている。</p>

A-2 子育て支援

	第三者評価結果	コメント
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
<p>A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>乳児については「連絡ノート」を活用し、子どもに関する情報交換を行っている。「連絡ノート」は0歳児のものと1・2歳児のものと2種類を活用している。0歳児のものには、24時間における睡眠や食事、入浴、排泄等の記録と共に、家庭の生活（健康状態、体温、朝夕の食事内容、職員への連絡事項等）、保育園の生活（健康状態、体温、食事に関すること、保育園での出来事、子どもの様子等）を毎日記録している。1・2歳児のものは、保護者から保育園に対する情報（体調、夕食の内容、朝食の内容、食欲、入浴の有無、睡眠時間、便の状態、子どもの様子等）と、保育園から保護者に対する情報（体調、給食の内容や食事の様子、おやつの内容、午睡時間、便の状態、子どもの様子等）を毎日記録している。保育参加（保護者が保育士の体験をする取り組み）を実施し、保護者が保育内容を体験する機会を設けている。「園だより」「クラスだより」「献立表」「給食だより」「ほけんだより」を定期的に発行し、保育園における取り組みの情報や、健康維持や発育に関する必要な情報等の提供を行っている。</p>
A-2-(2) 保護者等の支援		
<p>A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>「懇談会」において、保護者からの質問（子どもの発達や育児に関する質問）に、別の保護者が回答する取り組みを行っている。個人面談を実施し、子どもの様子や発達の状況、友達との関係等に関する情報提供を行うと共に、相談への対応や助言等を個別に行っている。また、個人面談だけではなく、登園時や降園時においても保護者からの質問に対する回答や、相談、助言等の対応を行っている。毎日、給食の内容を開示（サンプルを透明のケースに入れておく）すると共に、保育参加の際に保護者が子どもと一緒に給食を食べる取り組みや、希望に応じてレシピを提供する取り組み等を行っている。利用者調査（保護者へのアンケート）において、「公園などに沢山連れて行って外遊びをさせてくれるので大満足です」「給食のメニューが豊富」「充実した給食に子どもも喜んでいます」「他のクラスとの交流があり、年齢が下の子の面倒をみたり、お世話ができるようになりました」「担任以外の先生との交流がある」「保健指導をきめ細かく行っている」「子ども一人ひとりをきちんと見てくれている」「のびのびと子どもを育ててくれていると感じる」「保護者の負担にならないよう、行事や持ち物に対する配慮をしてくれている」「子どもが楽しそうに通っている」「英語教室や体操教室等、教育にも力を入れてくれている」「コロナ禍でも保護者に寄り添って行事を行ってくれた」「苦手なものでも食べられるように工夫してくれている」「コロナ禍にあってもできることを考えて実行してくれている」等の回答を得ている。</p>
<p>A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。</p>	<p>a</p>	<p>虐待の早期発見や早期対応、虐待防止等のために、職員研修において「児童虐待対応マニュアル」（要保護児童対策地域会議に関すること、児童虐待の基礎知識、児童虐待の早期発見と通告、児童虐待の防止のために、家庭とのかかわり方等が掲載されている）に関する理解を深める取り組みを行っている。登園時における視診や、子どもの表情、着脱時に身体の状態を確認する取り組み等を行っている。保護者との信頼関係を構築し、悩みを抱える保護者が気軽に相談できる体制整備を行っている。「クラス会議」「職員会議」「リーダー会議」等において子どもや保護者に対する共通認識を図り、全ての職員で子どもや保護者の様子を見守る取り組みを行っている。また、虐待の早期発見や早期対応、虐待防止等のため、所沢市や児童相談所、保健センター等との連携を図っている。</p>

A-3 保育の質の向上

	第三者評価結果	コメント
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
<p>A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p>	<p>a</p>	<p>月案（月間指導計画）は月末に、週日案（週間指導計画案兼日誌）は週末に、それぞれ担任が評価と見直しを行っている。月案においては、子ども一人ひとりの前月の姿と課題の結果、今月の目標、保育士の援助、配慮等を明確にすると共に、考察と反省を明記している。週日案においては、年齢に応じたクラスごとに週のねらいと援助配慮、毎日の活動内容、クラスの様子、気温、保健処置の内容等を明記すると共に、1週間の考察（保健処置考察）を明記している。また、担任が行った月案や週日案の評価と見直しに対して園長が助言や指導を行っている。経験年数や職種を踏まえた自己目標と取り組み計画を職員が主体的に設定する「キャリアアップ育成目標シート」を作成している。また、「キャリアアップ育成目標シート」に基づき実行した取り組みを半期ごとに評価（自己評価）する取り組みを行っている。自己目標に応じて、目標達成に必要な外部研修を職員が主体的に受講することを支援する取り組みを行っている。</p>